

令和5年神審第4号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年9月28日05時07分

兵庫県東播磨港南東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 10.45メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 154キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッターを、同右舷側に舵輪及び機関遠隔縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a 受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年9月28日04時50分東播磨港の係留地を発し、同港南東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、東播磨港東部から同港南東方沖合にかけては、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、兵庫県知事から受けた区画漁業免許状に基づく免許番号区第12号の第1種区画漁場区域（以下「12号区域」という。）が、東播磨港二見南防波堤灯台（以下「東播磨港防波堤灯台」という。）から204.5度（真方位、以下同じ。）1,640メートル、202度2.25海里、236.5度2.57海里、251度2.39海里、258.5度2.04海里及び261.5度1.67海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に、及び東播磨港南東方沖合には、同知事から受けた同免許状に基づく免許番号区第9号の同漁場区域（以下「9号区域」という。）が、東播磨港防波堤灯台から146度1.67海里、170度2.42海里、193.5度2.29海里及び186度1,070メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲にそれぞれ設定され、12号、9号両区域では、毎年9月10日から翌年の5月15日までの間にのり養殖施設が、12号区域では、毎年10月1日から翌年の6月30日までの間にわかめ養殖施設がそれぞれ敷設されていた。

また、12号区域の北東端を含む同周囲には、光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯（以下「標識灯」という。）44基が、9号区域の北西端を含む同周囲には、23

基の標識灯及び同区域南西端には、標識灯と同じ光達距離及び閃光を発する1基の浮標灯がそれぞれ設置されていた。

そして、a受審人は、平成17年10月に小型船舶操縦士免許を取得し、同免許を取得後は夜間を含めて約50回釣りに出掛け、12号、9号両区域間を往航時及び帰航時に航行し、両区域の存在及び位置関係を承知し、AのGPSプロッターには両区域が表示され、平素から9号区域北西端の標識灯を左舷方に見て12号、9号両区域間を通航し、釣り場に向かっていった。

a受審人は、同乗者2人を船尾部甲板に座らせ、自らは舵輪後方の椅子に腰掛けて操船にあたり、GPSプロッターを作動させ、東播磨港内を東行中、視認した12号区域北東端の標識灯の黄光を9号区域北西端の標識灯の黄光と誤認し、同標識灯を左舷方に見て航行するつもりで、04時59分半僅か過ぎ東播磨港防波堤灯台から065.5度40メートルの地点で、針路を209度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、05時02分半東播磨港防波堤灯台から207度910メートルの地点に達したとき、12号区域が正船首660メートルのところとなり、その後、同区域に向首接近する状況であったが、9号区域北西端の標識灯を左舷方に見る針路で航行しているはずなので、12号、9号両区域間を通航するものと思い込み、GPSプロッターに表示される両区域と自船の位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、12号区域に向首したまま続航し、05時04分半同区域に進入し、05時07分僅か前ふと不安を感じ、機関を中立運転としたものの、効なく、05時07分東播磨港防波堤灯台から208.5度1.30海里の地点において、Aは、原針路、原速力

のまま、12号区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好で、日出時刻は05時51分、常用薄明の始まりは05時26分、月齢は13.1、月没時刻は04時02分であった。

その結果、Aはプロペラに擦過傷を生じ、のり養殖施設は、ロープに破損を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件ののり養殖施設損傷は、夜間、東播磨港南東方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、12号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、東播磨港南東方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、12号区域に向首接近することのないよう、GPSプロッターに表示される12号、9号両区域と自船の位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、9号区域北西端の標識灯を左舷方に見る針路で航行しているはずなので、12号、9号両区域間を通航するものと思い込み、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、12号区域に向首接近する状況に気付かないまま進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月19日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広